

審査の結果の要旨

氏名 李 明 善

本論文は、「韓国における建築文化財成立過程の研究」と題されたもので、韓国においての建築文化財の成立過程を明らかにしようとしたものである。論文は2部で構成されている。第一部では、日本統治下の植民地時代における文化財の成立過程、および1960年代、70年代における文化財保護政策の展開過程を取り扱い、第二部では、1970年代以後、韓国内で新たに創造された文化財「民族マウル」の誕生と、その文化財としての意味付け、価値付けの展開過程を取り扱う。それぞれの研究内容としては、まず歴史過程の叙述を行い、次に「文化財」としての概念を検討している。

第一部では、第一章で、植民地時代の文化財保護政策を検討する。関野貞は1909-11年の古蹟調査で、調査対象を甲乙丙丁の4段階に価値を付けた。寺院・石造物は価値が認められ、客舎・郡庁・郷校などは多くが価値がないとされた。これは、関野貞の指向性と行政側（総督府など）の双方の利害を満足させるものであった。具体的な文化財保護施策は、1916年の「遺物および古蹟保存規則」の制定から始まるが、建造物は含まれておらず、1933年の「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」から建造物が含まれる。この法令は日本で施行されていた「史蹟名勝天然記念物法」「国宝保存法」に準拠している。関野貞は儒学者の住宅を文化財として認識していたことが確認されるが、城門は文化財とはみなされなかった。

第二章では、1960、70年代の文化財保護政策を論じる。当時の政治課題の中心は、民族史観、民族文化の育成であり、それに従い、歴史上の人物、名臣、儒学者、実学者、国学者らのゆかりの場所を重点的に整備した。これは新しい史蹟の創造と考えられる。

第二部では、第三章で、伝統的マウル、すなわち伝統的な村が文化財として評価される最初期の動向を探る。民俗学者が調査の主体であり、様々な民俗調査の一つとして民家の調査が実施された。そして、伝統的マウルは民家の集団分布地域と位置づけられた。

第四章では、文化財としての「民族マウル」の形成過程について検討する。1970年代に政府によって実施された民俗総合調査によって、伝統的マウルには「有形無形民俗資料の集合の場」という新しい文化財的な価値が付され、それに「民俗マウル」という語が充てられた。この新しい文化財価値に対する立場は、2通りあった。一つは、学術史料、国民教育の場、さらに観光資源として活用する、建造物の復元も積極的に行うというもので、もう一つは、

有形無形の民俗資料を総合的に保存することが重要で、マウル全体を保護すべきである、というものである。

第五章は、文化財としての「民俗マウル」誕生以後の展開を検討する。1984年から文化財として「民俗マウル」が指定されるようになったが、原型保存という原則が厳守された。その結果、不自由となって民家の増築・改造の要望が強く出されるようになった。近年の見直し調査では、文化観光的な要素が強くなってきている。

以上の検討を通して、著者は、韓国における建築文化財概念が、植民地時代以来、それぞれの時代の当為性を表現するために創出されてきた、さらに伝統的マウルの文化財化、「民俗マウル」の誕生においても、当該時代の価値基準が伝統的マウルに投影されたもの、とみている。

本論は、韓国の文化財成立過程に関して、通史的な大きな枠組を示すと同時に、その準備段階での調査・研究の細部にまで踏み込み、内在的な価値創出の過程を明らかにしようとしたことに最大の特徴がある。従来の研究が、制度史に留まっていたものを、大きく前進させたことに価値がある。戦後の伝統的マウルの制度化、その後の保護施策の展開においても、注意深くその時々概念形成の過程を抽出している。また、この視点は今後の韓国国内の文化財制度の策定にあたって、充分検討されるべきものと評価できよう。

よって、本論分は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。